

平成18年度行財政構造改革実施計画の策定について

実施計画のポイント

厳しい行財政環境が続く中で、中長期にわたる健全な行財政運営を確保し、「県政推進重点プログラム50」の着実な推進など、「元気な兵庫」の実現に向けた諸施策を推進していくため、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づき、以下の取組みを進める。

また、同推進方策が平成20年度に終了することを見据え、ポスト推進方策の策定に向けた検討を進める。

1 効率的・重点的な行財政運営を図る観点から、

定員・給与の見直し（給与構造の改革等）

事務事業の整理合理化（1,819事業263億円の見直し）

公的施設の廃止（栃の実温泉荘、立雲荘、三室高原青少年野外活動センター）

自主財源の確保（自動車税のCO₂収納の実施、徴収対策の強化等）

公社等の見直し（研究調査体制の強化、運営の効率化・合理化等）

特別会計の見直し（農林水産関係特別会計の統合） など

2 新たな県民ニーズに対応するため、

「元気なひょうごをつくる」を目標に、「安全と安心の確保」「未来への期待」「地域の元気」「新しいふるさとづくり」「参画と協働の推進」を基調とする新規施策等の重点的な展開

3 成熟社会型行政を進める観点から、

県民の参画と協働による地域づくりと県行政の推進のための各種施策の展開
さらなる地方分権をめざした国への制度提案など、国と地方、県と市町との新しい関係の構築

指定管理者制度への移行の推進など効率的、効果的な経営手法の導入や、県民利用窓口の利便性の向上 など

実施計画の主な内容

効率的・重点的な行財政運営

1 組織体制の整備

(1) 本庁組織

幅広い分野にまたがる課題に対する横断的な施策の具体化や総合的な対応を図るため、行政課題即応型の簡素で効率的な組織体制の整備を行う。

(2) 地方機関

地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、当面は現行の10県民局体制を継続し、現地解決型行政を推進する。

また、県民局が現地解決機能を一層発揮できるよう、県民局の地域戦略推進費の増額や県単独土木事業の県民局枠の充実により、地域課題への迅速かつ的確な対応を図る。

地域戦略推進費

1 県民局あたり 5 千万円を 7 千万円に増額

特に、平成 18 年度は、国体関連事業費としてさらに 1 千万円の上積み

県単土木事業

小規模な改修や環境整備等に機動的に対応できるよう、県民局枠として 100 億円を配分

(実施計画 P 1 ~ 2)

2 定員・給与の見直し

(1) 定員

簡素で効率的な事業執行体制の整備を図るとともに、県政課題に的確に対応した定員の適正配置を行う。

また、法令により配置の基準が示されている定員については、当該基準に基づき、配置を行う。

(減員見込み数)

一般行政部門 120 人(うち一般職員120人)

教育部門 144 人(うち一般職員 16人)

警察部門 10 人(うち一般職員 10人)

計 274 人(うち一般職員146人)

(増員見込み数)

標準法の改善等による法定教員の増 72 人

県民の安全・安心確保のための警察官の増 170 人

(2) 給 与

現下の厳しい財政状況等に鑑み、給与の見直しを行う。

ア 特別職

給料の減額（継続）

知事 10%、副知事 7%、出納長等 5%、理事等 3%の減額

期末手当の減額（継続）

知事 10%、副知事 7%、出納長等 5%、理事等 3%の減額

退職手当の減額（継続）

知事 10%、副知事 10%、出納長 10%の減額

イ 一般職

給与構造の改革

・ 給料表及び給与制度の見直し

〔 給料表の水準を全体として平均 4.8% 引下げ
きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号給を 4 分割 〕

・ 地域手当の新設

・ 勤務実績の給与への反映

〔 特別昇給と普通昇給を統合し、査定昇給制度を導入
勤勉手当への勤務実績の反映 〕

管理職手当の減額（継続）

管理職全員：10%減額

特殊勤務手当(13 手当)の見直し

・ 日額手当を基本とした支給対象範囲の抜本的な見直し

・ 支給額の適正な水準への改正 等

(実施計画 P 2 ~ 3)

3 投資事業の事業費総額

地方財政計画において、投資事業が大幅に抑制されるなか、市町合併への支援、耐震化等を着実に推進するなど、本県の実情を踏まえた所要額を確保するとともに、平成 17 年度国 1 次補正等に基づく 2 月補正予算との一体的な事業推進を図ることとし、投資補助事業 1,584 億円、投資単独事業 1,547 億円を計上した。

なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行にあたっては引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

国庫補助事業

平成 18 年度当初予算額：158,362 百万円（対 17 年度当初比 91.0%）

〔参考〕国 1 次補正対応分を含む予算額：172,297 百万円（ " 99.0%）

県単独事業

平成 18 年度当初予算額：154,710 百万円（対 17 年度当初比 96.0%）

(参考)

地方財政計画、国の公共事業関係費の対前年度比（単位：%）

区 分		16 年度	17 年度	18 年度
地方財政計画	投資補助	93.5	93.0	96.7
	投資単独	90.5	(97.0) 91.8	(96.8) 80.8
国の公共事業関係費		96.5	96.4	95.6

投資単独の上段()は一般行政経費との一体的規模は正前ベース

(実施計画 P 4 ~ 5)

4 事務事業の整理合理化

推進方策において見直しが示された事務事業については、その方針を基本とし、その他の事業についても、費用対効果など事業の効率性、民間と県との役割分担、市町と県との役割分担、事業創設後5年経過事業の必要性、の4つの見直し基準のもと、既存事業について、ゼロベースから徹底した見直しを行った。この結果、既存事業(3,854事業)の半分近い事業(1,819事業)について見直しを行い、263億円の整理合理化を行った。

一方、これらの財源を活用し、934事業350億円の新規・拡充事業を展開する。

【見直し件数等】

(単位：件、百万円)

区 分	廃 止		縮 小		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
費 用 対 効 果	30	82	161	1,424	191	1,506
民間との役割分担	11	93	37	445	48	538
市町との役割分担	11	1,979	9	57	20	2,036
5年経過継続事業	529	5,553	1,031	16,663	1,560	22,216
合 計	581	7,707	1,238	18,589	1,819	26,296

(実施計画 P 6 ~ 7)

5 公的施設の廃止等

県が設置した宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、貸館について、必要性、民間・市町との役割分担、有効性・効率性の観点から評価し、次のとおり、施設の廃止等の見直しを進める。

【廃止する施設】

施設名(所在市町)	廃止時期
栃の実温泉荘(新温泉町)	18年4月
立雲荘(朝来市)	18年4月
三室高原青少年野外活動センター(宍粟市)	18年4月

【公社等へ無償貸付する施設】

施設名(所在市町)	貸付先	貸付時期
浜坂心身障害者更生保養センター(新温泉町)	(社福)兵庫県社会福祉事業団	18年4月

(実施計画 P 8)

6 自主財源の確保

(1) 税収確保対策の実施

個人住民税の徴収対策の強化

個人県民税の賦課徴収を行っている市町職員の徴収技術の向上を図るため、個人住民税特別支援班を設置し、出張研修や実地指導等を行う。

自動車税のコンビニ収納の実施

納税機会・納税窓口の拡大による納税者の利便性の向上及び生活圏内(近畿府県・神戸市)における納税サービスの均衡等を図り、自動車税の滞納発生抑制等に資するため、自動車税のコンビニ収納を実施する。

(2) 災害に強い森づくりと都市緑化のための県民緑税の導入

- ・超過税率(年額) 個人：800円
法人：標準税率の均等割額の10%相当額
- ・適用期間 平成18年度から平成22年度(導入後5年を経過した時点で、導入の効果、社会情勢等により見直しを検討)
- ・税収規模 5年間で約105億円(個人：約85億円、法人：約20億円)
- ・使途明確化 税の使途を明確化する仕組みとして、「県民緑基金」を創設
- ・税の使途
 - 森林整備
 - ・緊急防災林整備
 - ・針葉樹林と広葉樹林の混交林整備
 - ・里山防災林整備
 - ・野生動物育成林整備
 - 都市の緑化
 - ・植樹用苗木の提供
 - ・緑地整備

(3) 法人事業税超過課税の延長(第6次延長)

- ・超過税率 標準税率の1.05倍
- ・課税対象外法人 資本金1億円以下で、かつ年所得5,000万円以下の法人
- ・適用期間 平成18年3月12日から平成23年3月11日までの間に終了する事業年度分
- ・実施予定施策
 - ・ものづくり支援体制の再構築
 - ・成長産業の創出と中小企業の挑戦支援の強化
 - ・多参画・多様就業の促進
 - ・新事業・雇用創出型産業の集積促進の強化

(実施計画 P10~11)

7 公社等の見直し

研究調査体制の強化や経営改善の一層の促進、事務事業の廃止・統合等の見直しを行うとともに、情報公開の取組みの充実や会計事務の適正化等を推進する。

研究調査体制の強化

次の目的を達成するため、(財)阪神・淡路大震災記念協会と(財)21世紀ヒューマンケア研究機構を平成18年4月に統合し、(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構(仮称)に改組

- 復興10年総括検証・提言のフォローアップと発信機能の向上
- ヒューマンケアの理念に基づく少子・高齢社会の諸課題への対応
- 21世紀の地域づくりの先導と知的貢献の推進
- 研究機関の連携による政策提言機能の高度化

経営改善の促進

- (社福)兵庫県社会福祉事業団
- (財)兵庫県勤労福祉協会
- (社)兵庫みどり公社
- 兵庫県土地開発公社
- 兵庫県住宅供給公社

必要性が低下してきている事業等の廃止・縮小、事業量の変化に応じた組織体制の見直し、公の施設の指定管理者制度への移行に合わせた利用料金制の導入など、運営の効率化・合理化

(実施計画 P 1 2 ~ 1 6)

8 特別会計の見直し

現在設置している14の特別会計について、一般会計と同様、ゼロベースから見直しを行い、そのなかで、農林水産業者に対する融資事業を総合的に推進するため、農業改良資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計を統合し、新たに「農林水産資金特別会計(仮称)」を創設するとともに、産業開発資金特別会計で所管する農林水産関係融資を、同特別会計に移管する。

新		旧		
名 称	融資枠	名 称	融資枠	
農林 水産 資金 特別 会計 (仮称)	農業改良資金	8億円	農業改良資金特別会計	8億円
	林業・木材産業改善資金	2億円	林業・木材産業改善資金特別会計	1.4億円
	沿岸漁業改善資金	3億円	沿岸漁業改善資金特別会計	2.3億円
	農業畜産振興資金	69.5億円	産業開発資金特別会計 (農林漁業振興資金)	112.3億円
	漁業振興資金	43.5億円		
合 計	126億円	合 計	124億円	

(実施計画 P 1 6)

新たな県民ニーズへの対応

厳しい財政環境の中で施策の一層の重点化を図りつつ、「元気なひょうごをつくる」を目標に、次に掲げる新規施策等を展開する。

県政推進の基調	重点政策	主な事業
1 安全と安心の確保	総合的な防災・減災対策の推進 阪神・淡路大震災復興フォローアップの推進	・県有施設耐震化の推進 ・E-ディフェンスを活用した減災対策の研究 等 ・(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構(仮称)における基金造成 ・「兵庫行動枠組」推進事業の実施 等
	くらしの安全・安心対策の推進	・食の安全安心と食育の推進 ・地域ぐるみ安全対策の展開 ・新型インフルエンザへの対応 ・アスベスト対策の推進 等
	健康・生きがい対策の充実	・小児救急医療体制の強化 ・いなみ野学園大学院の設置 等
	ユニバーサル社会づくりの推進	・ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進 等
	障害者福祉の充実と自立支援	・西播磨総合リハビリテーションセンターの開設 ・県立障害者スポーツ交流館の開設 等
2 未来への期待	少子対策の推進	・妊産婦健康診査助成の実施 ・子育てと仕事の両立支援 ・ひょうご女性再チャレンジ支援システムの推進 等
	家庭対策の推進	・児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置 ・家庭内暴力(DV)対策の推進 等
	学校教育・地域教育の充実	・青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施 ・子ども多文化共生教育支援事業の充実 等
	科学技術の振興	・次期IT戦略の推進(次期情報ハイウェイの整備推進等) ・ナノテクノロジーセンター(仮称)の整備 等
	芸術文化・スポーツの振興	・芸術文化センターの運営 ・地域アーティスト情報発信支援事業の実施 等
のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会の開催	・第61回国民体育大会(のじぎく兵庫国体)の開催 ・第6回全国障害者スポーツ大会(のじぎく兵庫大会)の開催 等	
3 地域の元気	経済・雇用の再生加速	・ものづくり人材育成の推進 ・商店街活性化事業の実施 ・若年者への就職支援(若者しごと倶楽部サテライト設置等) ・観光地活性化支援事業の実施 等
	農林水産業の振興	・遊休農地公的管理モデル事業の実施 ・離島漁業再生支援交付金の創設 等
4 新しいふるさとづくり	環境優先の社会づくり	・コウノトリ自然博物館構想の推進 ・特定外来生物対策の推進 ・環境学習の総合的推進 ・エコハウスの開設 ・阪神高速5号湾岸線における環境ロードプライシング社会実験の実施 等
	交流と連携の基盤づくり	・余部橋梁の架替事業の実施 ・播磨臨海地域道路計画調査の実施 等
	快適なくらし空間の創出	・明舞団地等オールドニュータウン再生の支援 ・県民まちなみ緑化事業(県民緑税充当事業) 等
5 参画と協働の推進	地域協働事業の推進	・地方分権の推進 ・消費生活相談の週末実施 ・免許更新神戸サブセンターの開設 ・県民局事業の充実(地域戦略推進費の充実等) 等

(実施計画 P17～19)

成熟社会型行政の推進

1 県民の参画と協働の推進

「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証を踏まえ、平成17年度に改訂する「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」に基づき、各般の施策を推進する。

平成18年度は、県民交流広場事業の本格展開を図るとともに、環境教育、少子化対策、地域安全まちづくりなど、多様な施策の推進にあたって県民の参画と協働のさらなる展開を図る。また、「のじぎく兵庫国体」及び「のじぎく兵庫大会」の開催年にあたり、県民総参加に向けた更なる機運の醸成を図り、県民に支えられた国体・大会開催を実現する。

(1) 地域づくり活動への支援

- ・ 県民交流広場事業の本格展開
- ・ ひょうご環境学校事業の総合的推進
- ・ 地域ぐるみ子育て支援の推進
- ・ 地域安全まちづくり推進員の設置
- ・ 高齢者の自立を支援する拠点の設置 等

(2) 参画と協働による県行政の推進

- ・ 「のじぎく兵庫国体」及び「のじぎく兵庫大会」の開催
- ・ ユニバーサル社会づくりの推進 等

(3) 参画と協働の総合的な推進

- ・ 21世紀兵庫長期ビジョンの推進 等

(実施計画 P20～21)

2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

(1) さらなる地方分権への取組み

- ・ 第1期の三位一体改革の決着を踏まえ、第2期改革の実現に向けた国等への働きかけ
- ・ 地方交付税について、全国知事会地方交付税問題小委員会（委員長：兵庫県知事）を中心に、あるべき姿の検討を進め、国等へ働きかけ
- ・ 有識者等で構成する「地方自治システム研究会(仮称)」において、今後の府県のあり方や国と地方の新しい関係の構築等について検討し、国等へ提言

(2) 市町合併に対する支援

- ・ 市町村建設計画に位置づけられている県事業の円滑な遂行、合併後における基本構想(計画)、財政計画等の策定についての助言など、合併市町の円滑な行財政運営の支援

(3) 県と市町との新しい関係の構築

- ・ 有識者等で構成する「ポスト合併期における県と市町のあり方研究会」において、合併後の市町規模や実情に応じた県と市町の役割分担や機能のあり方等についての検討

(実施計画 P22)

3 効率的、効果的な経営手法の導入と県民利用窓口の利便性の向上

(1) 指定管理者制度への移行の推進

- ・平成15年度の地方自治法改正により、公の施設の管理運営に係る従来の「管理委託方式」が廃止され、「指定管理者制度」に移行したことに伴い、18年4月に、既存の85施設及び県営住宅507団地について制度移行を図るとともに、新たに設置する4施設について指定管理者を指定

【平成18年度の取組み】

公募予定施設

- ・産業会館（神戸市）
- ・奥猪名健康の郷（猪名川町）

19年度以降の公募に向けて検討を行う施設

28施設及び県営住宅489団地

[参考]平成17年度の公募実施施設

東播磨港小型船舶係留施設、都市公園2施設、県営住宅2地区18団地

(2) 民間活用による施設の整備、運営

- ・楽農生活の拠点施設として整備している兵庫楽農生活センター(神戸市)について、民間事業者の活用による事業の推進
- ・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設について、PFI手法による事業の推進

(3) 物品の借入れ等に係る契約方法の改善

- ・コピー、パソコンなど、複数年度にわたる物品の借入れ、又は役務の提供を受ける契約の締結に当たっては、契約事務の軽減化や経費の削減等を図るため、長期継続契約の積極的な推進を図る。その際、競争原理が働くよう競争入札等を行うとともに、契約の相手方を定期的に見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定するなど、効果的な運用に努める。

(4) 県民利用窓口の利便性の向上

- ・運転免許神戸サブセンター(仮称)の設置
昼間人口の最も多い神戸市の中心部に、優良運転者及び高齢運転者を対象とした免許更新施設を設置
- ・週末緊急消費生活相談窓口の開設
神戸市と共同で、土・日曜日に電話による消費生活相談を実施し、クーリング・オフなどの簡易な相談に対応
- ・県民総合相談センターでの相談体制の充実
新たに家事相談(離婚、相続等)及び公証相談(遺言、相続等の公正証書作成等)を月2回実施するとともに、交通事故相談所(神戸)の業務を同センターへ移管

(実施計画 P26~28)

財政収支見通し

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」における収支フレームについて、三位一体の改革を踏まえた平成18年度予算及び内閣府が作成した経済成長率試算等に基づき、従来の試算方法で収支を見込むと、平成19～20年度の2か年の合計で、収支不足額は約500億円増加すると見込まれる。

これは、「後期5か年の取組み」において見込み得なかった三位一体の改革の影響により、地方交付税等が減少したことによるものである。

この収支不足の解消に向け、引き続き「後期5か年の取組み」を着実に実施するとともに、更なる財源の確保や歳出の見直し等を行っていく必要がある。

今後の財政収支見通し試算

(単位：億円)

区 分	18年度	19年度	20年度	19～20年度計
歳 入	12,120	12,450	12,810	25,260
歳 出	13,040	13,460	13,480	26,940
収 支 不 足 額	920	1,010	670	1,680
「後期5か年」における財源対策	690	700	480	1,180
対策後の収支不足額	230	310	190	500
追 加 対 策	230	-	-	-
追加対策後収支不足額	0	310	190	500

平成18年度当初予算においては、定年退職者の増に対応するため制度化された退職手当債の発行(130億円)及び平成17年度で執行を見送った企業会計からの借入(100億円)で対応。

(参 考)

県税収入増加分の75%相当額が地方交付税で減額されるとした場合の収支不足額	460	350	810
---------------------------------------	-----	-----	-----

[試算の前提条件]

区 分	今 回 試 算	後 期 5 か 年 の 取 組 み
歳 入	経済成長率 (17)1.6%(18)2.0%(19)2.5% (20)2.9%(18年1月内閣府試算)	(16)0.5%(17)1.4%(18)2.1%(19)2.5% (20)2.9%(16年1月内閣府試算)
	県税、その他収入 予算×経済成長率×1.1(弾性値)	最終見込×経済成長率×1.1(弾性値)
	地方交付税 予算×経済成長率×1.2(弾性値)	最終見込×経済成長率×1.2(弾性値)
歳 出	人件費 (現員現給)経済成長率に応じた給与改定の伸び率を試算 (退職手当)現時点で見込まれる定年退職者等を勘案して試算	
	公債費	既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算
	県税交付金	県税収入の推計値を基に試算
	行政経費	今後の取組みに基づく見直しを考慮して試算
	投資的経費	国庫補助事業、県単独事業それぞれ、毎年度平均1,700億円で試算

(実施計画 P 3 1)